

ゴルフ場受入環境整備支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 新潟空港整備推進協議会会長（以下「会長」という。）は、新潟空港と仁川国際空港を結ぶ定期路線（以下「ソウル線」という。）の利用促進と新潟空港の利用圏域の拡大を図るため、旅行会社等が実施するゴルフ旅行商品の造成又は手配並びにゴルフ場事業者等が実施する外国人ゴルフ旅行客の受入環境整備に要する経費に対し、予算の範囲内において助成金を交付するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「ゴルフ旅行商品」とは、ソウル線を往復利用し、新潟県内に1泊以上宿泊するとともに、新潟県内のゴルフ場でのプレーを含む旅行商品であって、新潟空港、宿泊施設及びゴルフ場間の移動を伴うものをいう。
なお、当該旅行商品は、旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づく募集型企画旅行又は受注型企画旅行として造成されたもの及び同法に基づく旅行サービス手配業の登録を受けた事業者により手配された旅行とする。
- (2) 「外国人ゴルフ旅行客」とは、訪日外国人であって、ゴルフを主目的として来訪する者をいう。
- (3) 「受入環境整備」とは、外国人ゴルフ旅行客の利便性向上や満足度向上を目的とした、多言語対応や情報発信等の取組をいう。

(助成対象及び交付基準)

- 第3条 助成金の交付対象者（以下「助成対象事業者」という。）及び助成率、助成上限、助成対象経費は、別表に定めるとおりとし、消費税及び地方消費税を除いた額とする。
- 2 本条第1項に定めるゴルフ旅行商品の造成又は手配に対する交付金額は、旅行代金に含めないこととし、外国人ゴルフ旅行客の負担軽減を図るものとする。
 - 3 本条第1項に掲げる事業は、いずれも申請日以降に実施され、令和9年2月28日までに完了するものとする。
 - 4 本助成金は、予算の範囲内で交付するものとし、予算額に達した場合は受付を終了する。

(交付の条件)

第4条 この助成金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 事業の内容の変更（第7条に定める軽微な変更を除く。）をする場合には、会長の承認を受けること。

- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、会長の承認を受けること。
- (3) 事業が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合には、速やかに会長に報告し、その指示を受けること。
- (4) その他会長が必要と認める事項

(交付申請書)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、事業を開始する日までに助成金交付申請書（別記第1号様式）を、会長に提出しなければならない。

(変更の交付申請)

第6条 第4条の(1)の規定により承認を受けようとする場合には、事業計画変更承認申請書（別記第2号様式）を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の承認をするとき、必要に応じて交付決定を変更し、又は条件を付すことができる。

(軽微な変更の範囲)

第7条 第4条の(1)に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 交付決定額の20%以内の減額となる変更の場合
- (2) 利用する航空機の運航日及び便名に変更がない場合

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第8条 第4条の(2)の規定により会長の承認を受けようとする場合には、その理由を記載した事業中止（廃止）承認申請書（別記第3号様式）を、会長に提出しなければならない。

(事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)

第9条 第4条の(3)の規定により会長の指示を求める場合には、事業が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を会長に提出しなければならない。

(実績報告書)

第10条 助成事業の完了の日から30日以内に、実績報告書兼助成金請求書（別記第4号様式）を会長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第11条 会長は、前条に規定する実績報告書兼助成金請求書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、助成金の額を確定し、その旨を通知するものとする。

2 会長は、前項の額の確定を行ったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消)

第12条 会長は、次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、交付決定額の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 助成対象事業が中止されたとき
- (2) 期間内に事業を遂行する見込みがないとき
- (3) 第3条に規定する交付対象の要件を満たさなくなったとき
- (4) 虚偽の申請及びその他不正の手段により助成金の交付決定を受けたとき
- (5) 交付申請の内容と事業の実績が著しく異なるとき

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

①ゴルフ旅行商品の造成又は手配に対する助成

助成対象事業者	旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づき旅行業又は旅行サービス手配業の登録を受けた国内の事業所（本社、地区営業本部、支社、支店、営業所）
助成率	助成対象経費の2分の1以内
助成上限	送客1人につき2万円 ただし、新潟空港から概ね70km以遠の地域に所在するゴルフ場を利用する場合は、1人につき3万円
助成対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊に要する経費 ・ ゴルフ場におけるプレー（ラウンド）に要する経費 ・ 新潟空港、宿泊施設及びゴルフ場間の移動に要する二次交通費 ・ その他会長が必要と認める経費 <p>ただし、助成対象事業者の構成員等の飲食経費等、社会通念上自己の負担が妥当と判断されるものは助成対象外とする。</p>

②外国人ゴルフ旅行客の受入環境整備に対する助成

助成対象事業者	<p>次のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県民税関係）（平成22年4月1日総税都第16号）第7章に規定するゴルフ場を新潟県内において運営する事業者 ・ 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であって、新潟県内に本社又は主たる事業所を有する者
助成率	助成対象経費の2分の1以内
助成上限	1事業につき50万円 ただし、1助成対象事業者あたり、50万円の助成を上限とする
助成対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 翻訳機導入費用 ・ 案内表示の多言語化費用 ・ ノベルティ商品等購入費用 ・ パンフレット等印刷費用 ・ 予約、受付対応に係るシステム整備費 ・ スタッフ研修費 ・ その他会長が必要と認める経費 <p>ただし、助成対象事業者の構成員等の飲食経費等、社会通念上自己の負担が妥当と判断されるものは助成対象外とする。</p>

